

広島県告示第二百六十三号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和四年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

基本測量（航空重力測量）

二 作業期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

三 作業地域

県内全域